

未然防止

＜方針＞ すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加、活躍する学校を目指す。

いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

未然防止のために

- いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- いじめ防止校内研修
- 情報の共有（月例報告の回覧）
- いじめ対策の学校評価
- 保護者との情報交換
- 関係機関との連携
- 日常的教育相談
 - ・学校生活アンケート（5・10月・1月）と全児童との面談（6・11・2月）

いじめを生まない集団づくりのために

- ～いじめ防止に関わる取組～
- 学級、学年、児童会で「いじめは絶対許さない」宣言
- 教師の目の届きにくい場所の校内巡視
- 縦割り遊び
- 特別支援学級・清明支援学校の子どもの交流

いじめを生まない集団（学級）づくりに必要なこと

- 一人ひとりに自己存在感を与えること（居場所づくり）
 - ・学ぶ楽しさや達成感、充実感をもたせる。（学習活動の充実、授業改善）
 - ・一人一人の学力や長所を伸ばす。
 - ・自己肯定感を高める。
 - ・学級が安心できる居場所になる。
- 共感的な人間関係を育成すること（絆づくり）
 - ・道徳または学級活動で「生命尊重」「自他を大切にすること」を指導する。（4月、9月）
 - ・「違う」ことを「多様性」として認める。

必携資料

- 学校いじめ防止基本方針
- 一関市いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法（H25法律）
- いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル
（岩手県教育委員会：岩手県立総合教育センターHP）

早期発見

＜方針＞ いじめを初期段階で見落とすことのないよう、発見の網をたくさん用意するとともに発見の感度を高めておく。

早期発見のために

- 被害児童・保護者からの相談
- 他の児童からの情報提供
- 日常観察
 - ・サイン発見チェックリストの活用
 - ・言動からのサイン（被害、加害）
 - ・日記、学級日誌
- 教職員からの情報
- 外部からの情報提供、通報
- 学校生活アンケート

いじめサイン発見チェックリスト

- 理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 学習意欲の低下
- 特定の児童へのひやかし・からかい
- 持ち物の破損・落書き
- 服装の乱れ、打撲・打ち身
- 食欲の低下・体の不調
- 休み時間・放課後の一人での行動
- 保健室への頻繁な来室
- グループに教職員が近づくと分散する行動

いじめのレベル（区分）

ⅳ	態 様	具体的手段等	
I	・単発的、被害者・加害者の力関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし →潜在的段階	・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこなどの過激な遊び	
II	・力関係一方向化 ・被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数 →兆候段階	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ	
III	・被害者・加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員 →一般化段階	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要	いじめ
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲（担任も）容認 →無秩序段階	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ	具体的対応必要
V	・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化（被害者）（加害者） （聴衆）（傍観者） →崩壊段階	・リンチ ・辱め ・残虐行為	犯罪

被害者の安全確保

組織としての対応

早期対応

＜方針＞ 被害者の安全確保を優先しながら、組織で方針を立て実行し、早期解決と継続的観察、対応を図る。

1 いじめの認知

- 疑われる事案報告
 - ・担任→学年長→生徒指導主事→校長・副校長
- 生徒指導主事は対応を検討
 - ・担任、学年長、生徒指導主事、養護教諭、主幹、副校長、校長で認知
 - ・緊急対応会議招集の必要性
 - ・自殺、不登校、脅迫、暴行などへの緊急対応の必要性
- 認知の速報

2 いじめ緊急対応会議の開催

- 被害者・加害者・周囲の児童の3者に対して事実確認
 - ・「いじめ状況報告書」、被害者・加害者の家庭環境調査票など
- 対応方針の決定
- 指導体制・役割分担の決定

3 いじめ解決への援助・指導

- 被害児童への援助
 - ・徹底して味方に。親身に話を聞く。継続的な支援。一緒に対策を考える。
 - ・保護者への説明、支援の決意、方針説明
- 加害児童への指導
 - ・心理的背景の理解。反省とこれからのあり方。長所を認める。安易に謝罪させない。
 - ・保護者への説明、協力要請、助言
- 集団への指導
 - ・学級・学年の問題として考えさせる。いじめは許されない行為。「はやし立てる」「見て見ぬふり」はいじめと同じ。止める、知らせる勇氣。心が通い合う温かい学級づくり。
 - ・必要に応じて保護者会を開き協力を要請する。
- 援助・指導の留意点
 - ・いじめが解決するまで責任をもって当たる。
 - ・役割分担、計画、指導、会議での共通理解、改善

4 継続指導と経過観察

- 表面的な謝罪だけで解決したと安心することなく、両者が納得できるようにする。
- 今後、どの教職員が、どの児童に、具体的にどのようなかわりをしていくのか明確にしておく。
- 外部関係機関等の対応は窓口を一本化し、連携をとりやすくする。
- 問題が深刻化した場合、問題を焦点化して、校長を中心として組織的に対応する。
- いじめのその後について検討する（3ヶ月をめぐりに）
- 設置者へ報告をする